

犯罪収益移転危険度調査書（平成 30 年版）の公表と 犯罪収益移転法施行規則の改正

2019/04 掲載

2018 年 12 月 6 日、国家公安委員会から「平成 30 年犯罪収益移転危険度調査書」（以下「平成 30 年調査書」という。）が公表された。

平成 30 年調査書におけるリスク評価の結果は平成 29 年の犯罪収益移転危険度調査書と変わらないものの、商品・サービスの危険度を低減させる措置として、預金取扱金融機関をはじめとする特定事業者におけるリスク評価及びリスクベース・アプローチの取組状況の運用面における措置についても調査を行い、その結果を分析して記載している。

他方、2018 年 11 月 30 日に公布された「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」（以下「改正規則」という。）により、FinTech に対応した本人確認方法として、オンラインで完結できる仕組みを導入した規則改正がなされた（同日施行）。さらに、転送不要郵便物及び本人限定受取郵便物として取引関係文書を送付することによる本人確認方法においては、空き家を住居とした偽造の本人確認書類の写しを悪用して、当該空き家にキャッシュカードやクレジットカード等の取引関係文書を配達させるなどの不正事例の発生が認められていることに対応した改正が 2020 年 4 月に施行される。

2. 平成 30 年調査書の概要

(1) 平成 30 年調査書の変更点

平成 30 年調査書におけるリスク評価の結果は、以下のとおり、平成 29 年の調査書からの変更はない。

しかしながら、犯罪収益がどのように生み出され、事業者の取り扱う取引等にどのように移転されているか等についての理解の促進を図るため、前提犯罪についてその犯行形態や関連するマネー・ローンダリングの手口等の調査及び分析を行い、その結果を記載されている。また、商品・サービスの危険度を低減させる措置として、法令上の措置のみならず、所管行政庁及び特定事業者におけるリスク評価及びリスクベース・アプローチの取組状況等の運用面における措置についても調査を行い、その結果を分析して記載している。

【図表】平成 30 年犯罪収益移転危険度調査書におけるリスク評価

危険性が著しく高い	[国・地域] イラン、北朝鮮
危険性が高い	[国・地域] 該当なし [顧客] ・反社会的勢力 ・国際テロリスト ・非居住者 ・外国PEPs ・実質的支配者が不透明な法人 [取引形態] ・非対面取引、現金取引
危険性がある ※取引時の状況や顧客の属性等に関して他の要素が伴う取引は危険性が増す	[預金取扱金融機関の商品・サービス] ・口座、預金取引、為替取引、貸金庫ならびに手形および小切手

以下では、預金取扱金融機関の営業店におけるマネロン防止の取組みにも資するものを紹介する。

(2) 預貯金口座・内国為替取引

預貯金口座がマネー・ローンダリングに悪用された事例として、「本国に帰国した外国人や死者の口座について、解約手続等の措置を執ることなく利用し、詐欺や窃盗等の犯罪による収益を収受又は隠匿した事例」が紹介されている。

悪用された口座の多くは個人名義口座であり、親族や知人から借り受けたもの、他人から買い受けたもの、架空名義で開設したものなど、違法取得の手口は様々であるが、ヤミ金融事犯では、ヤミ金融の債務者名義の口座を使用する、賭博事犯では、暴力団員が親族又は知人名義の口座を使用する、特殊詐欺事犯では、第三者又は架空名義の口座を使用するといった特徴が認められるものもある、とされている。

売買等により不正に入手された架空・他人名義の口座は、特殊詐欺やヤミ金融等において、犯罪による収益の受け皿として悪用され、これにより、収益の移転が行われているが、国籍別にみると、

日本、ベトナム、中国、韓国となっており、特に近年日本及びベトナム国籍者の検挙件数が増加している。

内国為替取引がマネー・ローンダリングに悪用された事例としても、「帰国したベトナム人から有償で譲り受けた口座に、複数の顧客から依頼を受け、不法に海外送金をするための現金を振り込ませていた事例」が紹介されている。

(3) リスクベース・アプローチ

営業店に関する「リスクの特定」に関するものとしては以下のものが紹介されている。

- 留学生や短期就労者等の帰国を前提とするような外国人は、帰国時における口座の不正転売の可能性があると、現金を集中的に取り扱う業者は、取引における不正資金の混入の可能性があると等、具体的なリスクを特定している事例
- 外国人名義の普通預金口座で給与振込等の動きがなくなったもの、窓口来店により開設した法人口座について現地訪問で実態把握が十分にできなかったもの等を利用した取引を高リスク取引として、具体的に特定している事例

営業店に関する「リスク低減措置」としては、以下のものが紹介されている。

- 外国送金に関するチェックリストを作成し、各営業店の窓口で同リストに基づいた確認、総括管理者による検証等を実施し、また、必要に応じて本部の担当部署への報告を行うなど、案件に応じた承認プロセスを明確にしている事例
- 帰国時における口座売却等のリスクに対して、外国人の就労生や就学生等の顧客について、その在留期間を確認した上で、システムによって管理している事例

2. 犯収法施行改正の規則

(1) オンラインで完結する本人確認方法(平成30年11月30日施行)

これまでは、非対面取引については、本人特定事項の確認として、顧客から本人確認書類の原本又は写しの送付を受けるだけでなく、リスク低減措置として、当該顧客の住居に宛てて転送不要郵便で取引関係文書を送付することが原則として求められていた(改正前規則6条1項1号ホ)。

FinTech企業の要望で、以下の4つの措置が導入された。

- ① 特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、顧客に撮影をさせた顧客の「容貌」及び運転免許証等の「写真付き本人確認書類」の画像情報の送信を受ける方法(改正規則6条1項1号ホ)
- ② 特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、顧客に撮影をさせた「容貌」の画像情報の送信を受けるとともに、当該顧客から写真付き本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード等を想定)に組み込まれた当該半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法(改正規則6条1項1号へ)
- ③ 顧客から、(i) 特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた本人確認書類(一を限り発行・発給されたもの。運転免許証、マイナンバーカード、国民健康保険の被保険者証を想定)の

画像情報の送信を受け、又は(ii)当該顧客にソフトウェアを使用して読み取りをさせた顧客等の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、住基カード、在留カード等を想定)に組み込まれた当該半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、銀行から「預貯金契約の締結を行う際」またはクレジットカード会社から「クレジットカード契約締結を行う際」に当該顧客について氏名、住居及び生年月日の確認を行い、当該確認に係る確認記録を保存し、かつ、当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等しか知り得ない事項その他の当該顧客等が当該確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けることにより当該顧客等が当該確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることを確認すること。(改正規則6条1項1号ト(1))

④顧客から、(i)特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた本人確認書類(一を限り発行・発給されたもの。運転免許証、マイナンバーカード、国民健康保険の被保険者証を想定)の画像情報の送信を受け、又は(ii)当該顧客にソフトウェアを使用して読み取りをさせた顧客等の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、住基カード、在留カード等を想定)に組み込まれた当該半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該顧客の預貯金口座に金銭の振込みを行うとともに、当該顧客から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し又はこれに準ずるものの送付を受けること(改正規則6条1項1号ト(2))

いずれの方法についても、架空の人物や第三者へのなりすましが行われるなどの危険性を踏まえて、事前に撮影した画像の送付は認められない。また、①・③・④の方法においては、偽造を防ぐため、「写真付き本人確認書類」に貼り付けられた「写真」及び当該「写真付き本人確認書類」の厚みその他の特徴を確認することとしている。

(2)非対面取引の本人確認書類の厳格化(2020年4月1日施行)

①改正経緯

昨今、非対面取引において、二次的な確認手段である転送不要郵便の送付に関しても、空き家において他人になりすまして預金口座等を開設するケースが出てきている。この主な原因は、非対面取引においては、本人確認書類の原本又は写しの送付が求められるが、その種類に限定がなく、また、顔写真付でない本人確認書類(健康保険証、印鑑登録証明書等)の写しが認められている点にある。すなわち、本人確認書類の写しの氏名部分の変造や住所部分が空き家の住所に変造され、架空名義の口座が作成されている可能性がある。これにより、当該開設された預金口座が振り込み詐欺等の特殊詐欺に悪用される可能性がある。そこで、以下のとおり、2020年4月1日より、現行の個人の非対面の本人特定事項の確認方法が厳格化されることになる。

②転送不要郵便を送付する方法の厳格化

現行法では、顧客から本人確認書類(種類限定なし/原本のほか写し可)の送付を受けるとともに、顧客に転送不要郵便を送付する方法によっている(現行規則6条1項1チ)。

改正法では、顧客から、(i)本人確認書類の原本(複数枚発行されるものの原本、例えば、住民票の写し、印鑑登録証明書等)の送付、または、(ii)本人確認書類のICチップ情報の送信、または(iii)特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影させた顔写真付の本人確認書類(1枚に限り発行されるもの、例えば、運転免許証)の画像の送信、を受けるとともに、顧客に転送不要郵便を送付する方法によることになる(改正規則6条1項1号チ)。

また、顧客から、(a)2以上の本人確認書類の写しの送付、(b)本人確認書類の写しに加えて、現在の住居の記載がある補完書類(同居の家族宛の公共料金の領収書は可)の原本または写しの送付、を受けるとともに、顧客に転送不要郵便を送付する方法も認められることになる(改正規則6条1項1号リ)。

なお、給与支払口座の開設やマイナンバーの取得を受けている有価証券取引については、リスクが低いものとして、現行法どおり、1つの本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、顧客に転送不要郵便を送付する方法も認められる(改正規則6条1項1号ヌ)。

③本人限定受取郵便を送付する方法

現行は、本人限定受取郵便において、利用される本人確認書類(原本)は種類に限定がないが、顔写真付きのものに限定されることになる(改正規則6条1項1号ル)。

(本最新情報は、渡辺雅之「犯罪収益移転危険度調査書と犯罪収益移転法施行規則改正」(「銀行実務 2019年2月号」銀行研修社)より転載しました。)